

参考5 . 国、地方自治体の事業制度

1 . 国土交通省にかかわる事業	109
2 . 消防庁にかかわる事業	122
3 . 文化庁にかかわる事業	124
4 . 地方自治体にかかわる事業	128

1. 国土交通省にかかわる事業

) 都市関連事業
(1) 都市公園事業
(2) 街路事業
(3) 都市防災総合推進事業
(4) 土地区画整理事業
(5) 市街地再開発事業
(6) まちづくり総合支援事業
(7) 密集住宅市街地整備促進事業
(8) 住宅地区改良事業
(9) 住宅市街地整備総合支援事業
(10) 住宅街区整備事業
(11) 都市活力再生拠点整備事業
(12) 市街地総合再生事業
(13) 地区再開発事業
(14) その他
) 河川関連事業
(1) 流域水環境総合整備モデル事業
(2) 水と緑のネットワーク整備事業
(3) 水環境対策ダム事業
) 道路関連事業
(1) くらしのみちづくり事業
(2) 「歴史国道」整備事業

防災公園街区整備事業の推進(平成 11 年度創設)

地震災害等に対し脆弱な構造となっている大都市地域の既成市街地において、構造的な防災機能の強化を図ることを目的として、都市基盤整備公団が地方公共団体の要請に基づき、工場跡地等を機動的に取得するとともに、防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を緊急的に行う防災公園街区整備事業を推進する。

緑化重点地区総合整備事業の推進(平成 7 年度創設)

大都市地域の既成市街地では防災機能を構造的に強化するため、市町村単位で一括採択を行う緑化重点地区総合整備事業において「防災機能向上地区」の整備を推進し、多様な緑地の整備や緑化の促進による延焼防止機能の向上等を図る。

(2) 街路事業

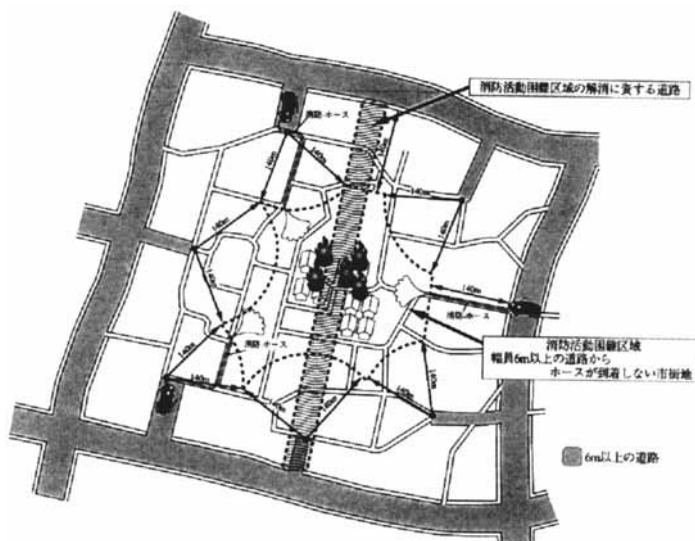
避難路の整備

[施策の概要]

【事業イメージ】

安全で安心して生活ができる市街地の形成のため、災害時に住民が歩いて安全に広域避難地等に到達できる避難路や生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車の進入ができない消防活動困難区域の解消に資する道路の整備が推進されています。

消防活動困難区域とは、消防自動車の出入りができる幅員 6m 以上の道路から、ホースが到達する一定の距離以上離れた区域をいう

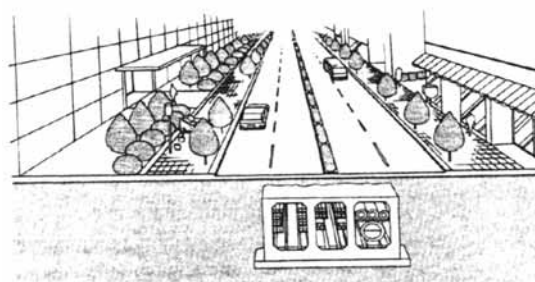


共同溝の整備

[施策の概要]

【事業イメージ】

災害時の電気、電話、ガス、上水道、下水道のライフラインの安全性・信頼性の向上や電柱倒壊による通行止めなど交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝の整備が推進されています。



(3) 都市防災総合推進事業

[施策の概要]

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の防災性の向上を図るため、以下の事業メニューが実施されています。

災害危険度判定調査

建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

住民等のまちづくり活動支援

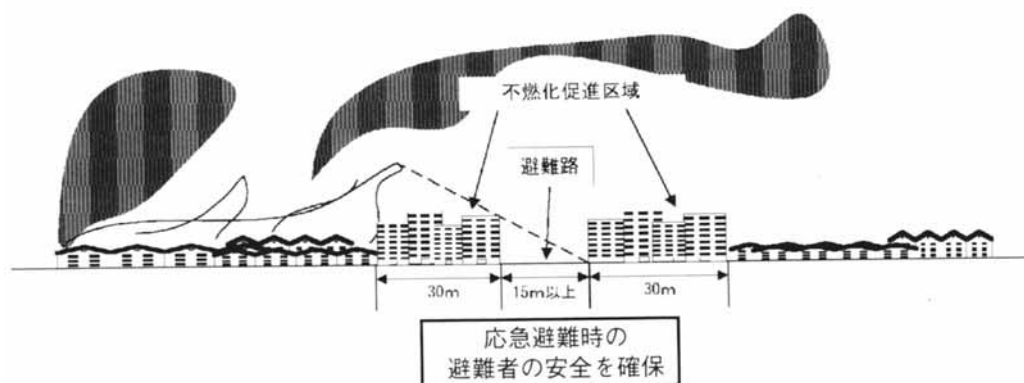
まちづくり協議会の活動に対する助成等

地区公共施設等整備

道路または公園、広場等の地区公共施設の整備等

都市防災不燃化促進

避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域(不燃化促進区域)における耐火建築物(特定地区防災施設周辺においては準耐火建築物も含む)の建築への助成及びその調査



(4) 土地区画整理事業

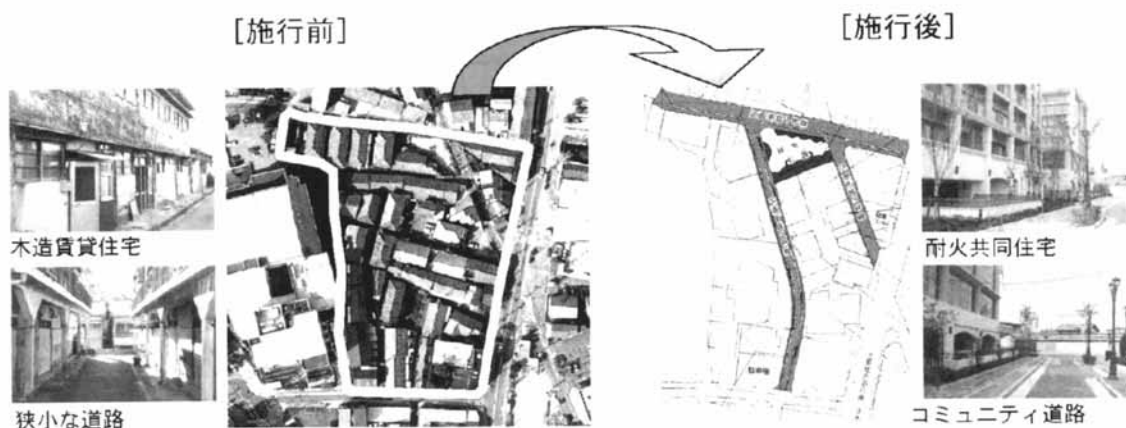
[施策の概要]

既成市街地において土地区画整理事業を行うことにより、
道路・公園などの整備による避難・延焼遮断空間の確保
倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新による建築物の安全性
の向上

地権者の自主的な共同建替等による不燃化
等の防災上の効果が期待できます。

このため、防災上危険な木造密集市街地等における土地区画整理事業が
推進されています。

【密集市街地整備における土地区画整理事業の活用例】



(6) まちづくり総合支援事業

[施策の概要]

地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を強力に推進するとともに、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して、積極的に問題の解決に取り組むため、次のような特長のある事業となっています。

まちづくりに必要な事業を、市町村の発想に立ってパッケージで一括助成

事業執行に当たっては、市町村の裁量性を大幅に拡大

ハード事業(道路・街路、公園、下水道、土地区画整理、市街地再開発等)から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、多彩なメニューで支援。防災関連の補助メニューとして、地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)を含んでいる。

(7) 密集住宅市街地整備促進事業

[施策の概要]

防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地において、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等の除却、建替え、生活道路等地区施設の整備、従前居住者の居住確保等が総合的に行われています。

整備計画作成等(整備計画事業計画等の作成、地元住民協議会活動等助成、推進計画作成等)

老朽建築物等の買収除却

地区整備(道路、公園、下水道、集会所等)

仮設住宅等設置

建替促進、調査設計計画、共同施設整備等

家賃対策補助

(8) 住宅地区改良事業

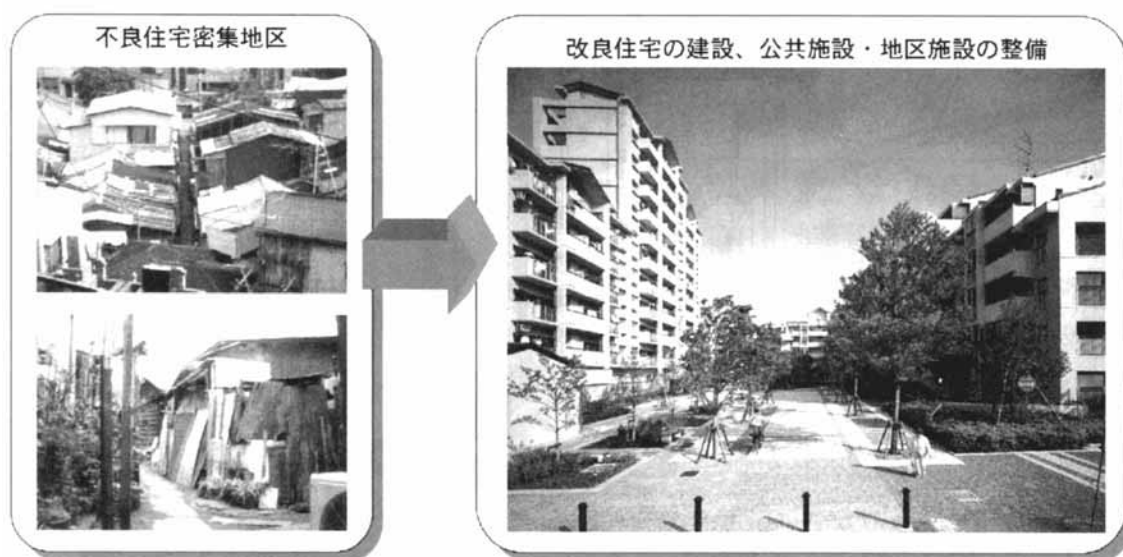
[施策の概要]

不良住宅が密集し保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を図ります。

(事業内容)

不良住宅の買収・除却
改良住宅(賃貸)の建設及び用地取得造成
公共施設・地区施設の整備
一時収容施設の設置
分譲改良住宅の共同施設整備
定期借地権付き分譲改良住宅の敷地整備

【事業イメージ】

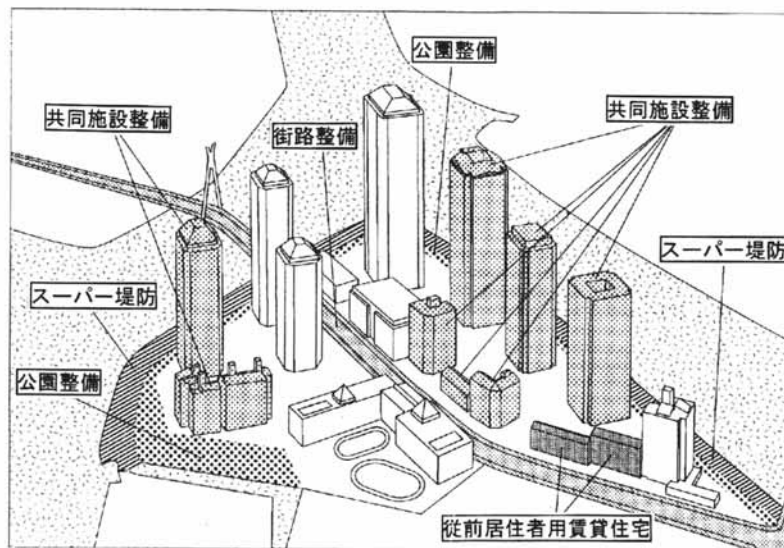


(9) 住宅市街地整備総合支援事業

[施策の概要]

密集市街地等の既成市街地において、都市機能の更新、土地の合理的利用、公共施設の整備等の課題に応え、市街地の総合的な再開発と併せた良質な市街地住宅の整備、又は市街地住宅の整備を中心とした地域の整備課題に対応した住宅市街地の整備が行われています。また、住宅市街地整備総合支援事業等の実施に伴って住宅等を失うことにより、住宅等に困窮すると認められる者を入居させるための住宅の整備等も行われています。

【事業イメージ】



(10) 住宅街区整備事業

[施策の概要]

大都市地域において、住宅、宅地の大量供給と良好な住宅街区の形成を図るため、良好な住宅地として開発整備する区域として決定した住宅街区整備促進区域内において、市街化区域内にまとまって残されている農地その他の空地を活用しつつ土地区画整理事業に準じた手法により、道路、公園等の公共施設、宅地の基盤を整備し、併せて中高層住宅を建設しています。

(11) 都市活力再生拠点整備事業

[施策の概要]

本事業は、地域の活性化を必要とする地区について、市町村が地区再生計画、街区整備計画、事業化促進計画及び土地有効利用誘導促進計画を策定し、これらに基づき実施される市街地再開発事業、都心居住再開発等促進事業に関連する公開空間、立体的遊歩道、駐車場等の整備を行っています。

(12) 市街地総合再生事業

[施策の概要]

地域の拠点となる中心市街地の活性化、土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の改善を図るため、総合的な計画に基づき、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等各種の事業により総合的な再開発を推進しています。

(13) 地区再開発事業

[施策の概要]

「都市再開発方針により計画的な再開発が必要とされた市街地」又は「都市活力再生拠点整備事業における街区整備計画を定めた地域」等において、都市計画に定められた公共施設の用地を空地として確保するとともに、敷地等の共同化、協調化、高度化更新を図り、職住の遠隔化、コミュニティの衰退等の問題が深刻化している大都市都心部等における居住の回復、計画的な再開発が必要とされた市街地における良好な建築物の整備を推進しています。

(14)その他

事業名	事業概要	備考
歴史的建築物等活用型再開発事業	都市景観上重要な歴史的建造物等を活用しつつ一体的な整備を図る市街地再開発事業を実施することにより、個性豊かなまちづくりを推進する。	通常在市街地再開発事業の助成措置に加え、歴史的建築物等の再生手法の検討費等、歴史的建築物等の再生費(構造補強に要する費用)の補助を行う(補助率1/3)。
ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業	通常土地区画整理事業による基盤整備に加え、その街独特の個性や景観等を重視した良好なまちづくりを実現し、ゆとりとうるおいのある生活環境を実現する。	うるおい・緑・景観基本計画に基づき、国土交通省、都道府県と共に、対象地域における良好な環境、緑及び景観形成の主導的役割を担う国土交通省所管事業を複合的、重点的に行う。
まちづくり総合支援事業	市街地整備の基幹的な事業に伴い、更に質の高い都市空間の形成のための各種施設などの整備を総合的に支援し、基盤施設の整備、良好な景観形成等を推進する。	補助率は、地域生活基盤・高質空間形成施設は1/3、関連公共施設は通常事業に同じ。

) 河川関連事業

(1) 流域水環境総合整備モデル事業

[事業の内容]

総合的な治水対策と地下水涵養等の水環境対策が併せて必要な河川をモデル的に採択し、次に掲げる事業を重点的に実施する。

流域水環境総合整備計画の策定

河川管理者及び関係地方公共団体が、総合的な治水計画及び水環境改善に関する計画を策定する。なお、必要に応じて雨水浸透施設の設置による地下水位、湧水量の変化等を調査する。

雨水貯留浸透施設の設置促進

の計画に基づき、再開発、住宅の増改築等に併せた雨水貯留浸透施設の設置促進を図る。

雨水貯留浸透設備の普及

国・地方公共団体は、雨水貯留浸透設備の普及を図るため、業界における設備開発、生産に対する支援等を行う。

(2) 水と緑のネットワーク整備事業

[事業の内容]

既成市街地及びスプロール化の激しい都市近郊地域においては、水路網の減少、水量の枯渇、水質の悪化等により健全な水循環が大きく損なわれている。このため、下水道、農業、都市公園等の関係部局と連携し、健全な水循環系を確保するため、既存の河川、都市下水路等のネットワーク化を図り、流水を相互に融通することにより都市の生活環境の改善を図る。

また、隣接する都市公園とも一体的な整備を行うことにより、良好な緑地環境を創出する。

(3) 水環境対策ダム事業

[目的及び事業の内容]

都市化の進展に伴う都市河川の環境機能の低下に対する対策として、浄化用水等環境用水の確保、市街地近郊での水とのふれあい、レクリエーションスペースの提供等ダムの環境機能の効率的な利用を図ることを目的とした水環境対策ダムを建設する。

) 道路関連事業

(1) くらしのみちづくり事業

[事業の内容]

駅前などまちの顔となるような地区、地域の歴史や文化を感じさせる地区、密集市街地など良好な住環境整備を必要とする地区など、まちづくりとみちづくりを一体的に行うことが望ましいまとまりのある地区を対象に以下を実施する。

市町村と関係道路管理者が、地区住民等の参画を得て、対象地区の道路の使い方、歩行者空間、道路景観等の整備に関する統一的な整備計画（くらしのみちづくり計画）を策定する。

「くらしのみちづくり計画」に基づき、当該地区内の各種の道路整備事業、道路整備と一体となった修景事業を重点的・計画的に実施する。

(2) 「歴史国道」整備事業

[事業の内容]

旧道および沿道周辺地域のもつ歴史的・文化的要素の保存

旧道や関連施設（一里塚、並木など）、宿場、町並みなど歴史的・文化的要素の復元、次代への継承

地域の歴史・文化を取り入れた新たな道路環境の創出

パンフレット・ガイドブックの作成、各種イベントの開催等による地域からの歴史・文化の発信

2. 消防庁にかかわる事業

消防庁
(1) 防災対策事業
(2) 自主防災組織活性化事業

(1) 防災対策事業

[施策の概要]

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害に強い安全なまちづくりを推進するための、防災システムの IT 化などの防災基盤の整備及び大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等耐震化事業に対して重点的な地方財政措置が講じられています。

[対象事業]

防災基盤整備事業

a) 防災施設整備事業

ア 防災拠点施設（災害時に・自主防災活動や救援物資搬送の拠点となり、かつ防災資機材器具庫や物資、食糧の備蓄倉庫としての機能を併せ持ち、平時には自主防災組織や災害ボランティアなど、地域住民で構成される組織が防災訓練・防災研修等を実施できる施設）

イ 防災資機材等備蓄施設

ウ 専用ヘリポート・臨時ヘリポート

エ 非常用電源

オ 消防水利施設（防災井戸、耐震性貯水槽、防火水棺）

カ 初期消火資機材（小型動力ポンプ、少型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）等

b) 防災システムの IT 化事業

防災無線施設、災害弱者のための消防緊急通報システム 等

c) 消防広域化対策事業

消防広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に自主防災組織などのための訓練・研修施設等 等

公共施設耐震化事業

次のような施設であって、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200m²以上の建築物。また耐震改修には、耐震化を目標とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改修は対象としない。

- a) 地域防災計画上の避難所とされている公共・公用施設
- b) 災害時に災害対策の拠点となる公共・公用施設(庁舎含む)
- c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設などを含む)

[財源措置]

については一般単独事業債充当率75%、交付税参入率30%
については一般単独事業債充当率90%、交付税参入率50%

(2) 自主防災組織活性化事業

[施策の概要]

自主防災組織等による自主的な防災活動を活性化し、地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織における資機材の充実を図っています。

[事業内容]

- ・ 補助対象者 市町村
- ・ 補助基準額 7,698千円(1組織当)
- ・ 補助率 1/3
- ・ 補助対象資機材

初期消火資機材	可動式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式(消火)、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式(難燃)、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器(ビデオ教材等)、その他訓練に必要な資機材
簡易収納庫あるいは防災倉庫	

* 訓練・研修事務費も一部補助対象

3 . 文化庁にかかわる事業

文化庁
(1) 重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業
(2) その他

(1) 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業

重要文化財（建造物）の管理、修理（震災対策を含む）、防災施設等（防火・防犯設備、擁壁排水施設、火除地・消防道路設置、危険木対策、買上げ）の整備に要する経費について所有者又は管理団体に対して補助を行っています。

また、重要文化財（美術工芸品）の管理、修理、防災施設等の整備又は耐震対策等に要する経費についても、所有者又は管理団体に対して補助を行っています。

(2) その他

事業名	事業概要	備考（適用）
重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業	国宝・重要文化財である美術工芸品及び重要有形民俗文化財の保存ならびに積極的な活用を図るための保存施設、又は公開を目的とした活用施設の建設にかかる経費の一部を補助する。	所有者、管理団体 (美術工芸品については所有者が地方公共団体である場合を除く)
史跡等購入事業	史跡等の保存・活用のため、又、土地利用制限に対する補償として買上を行う地方公共団体に対し、その一部を補助する。	地方公共団体
史跡等保存整備事業	貴重な国民の財産である史跡等を将来にわたって大切に保存し、活用を図っていくため、計画的に保存修理や環境整備を行う。	地方公共団体(所有者)
史跡等保存管理計画策定	急激に進展する開発事業に対応して、史跡、名勝又は天然記念物の保存管理の万全を期するため、保存管理計画を策定する事業に要する経費の一部を補助する。	地方公共団体

事業名	事業概要	備考(適用)
史跡等総合設備活用推進事業	文化財を守り伝える上で広く国民への理解を促進し、地域づくりを推進する等の観点から個々の史跡等の特色に応じた多様な整備と積極的な公開・活用の促進を図る。	所有者、管理団体に指定されている地方公共団体
歴史の道整備活用推進事業	歴史的な道などを地域の文化財を繋ぐネットワークの軸線として交通関連遺跡等と一体的な復元整備を行うとともに、道に関わる情報発信施設設置等の施設整備等の一部を補助する。	地方公共団体
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財行政の拠点として、増大する発掘調査と累計する出土品に適切に対応するとともに、出土品の展示機能や防災機能を備えた施設整備を行う。	地方公共団体
登録有形文化財建造物修理事業	文化財保護法第56条の2の規定により登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費の一部を補助する。	地方公共団体
重要伝統建築物群保存地区保存事業	文化財保護法第83条の6の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統建造物群保存地区と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について補助を行う。	市町村

事業名	事業概要	備考(適用)
近代化遺産(建造物等)調査事業	主として近代的技術によって造られた産業・交通・土木に関する構築物について、形態、意匠及び保存状況等に関して都道府県が行う総合調査事業に対し補助を行う。	都道府県
近代化和風建築調査事業	明治以降に伝統的技法及び意匠を用いて造られた住宅・公共建築・宗教建築等について、その所在地・形態・意匠及び保存状況等の都道府県が行う調査事業に対し補助を行う。	都道府県
国民文化祭	アマチュアを中心とした国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として、開催都道府県等と共催して開催する。	都道府県
地域文化情報システム	地方公共団体の文化施策の企業立案や公共文化会館の自主事業の企画に際し、必要な情報を提供するとともに、地方公共団体・公共施設・芸術家・芸術団体間の情報交換を図る。	地方公共団体、公立文化会館、芸術団体等
芸術情報プラザ	芸術文化に関する各種の情報提供・研修等を行い、公立文化会館の活性化を推進し、地域における芸術文化の振興を図る。	公立文化会館
本物の舞台芸術に触れる機会の確保	学校や公立文化会館において優秀な舞台芸術の鑑賞機会を親子で出来るように図るとともに、芸術団体等による実技指導やワークショップ、共演を行う。	公立文化会館 小・中・高等学校
学校の文化活動の推進	著名な芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣する「芸術家等派遣事業」や文化部活動の成果発表の場として「全国高等学校総合文化祭」を行う。	都道府県 小・中・高等学校

事業名	事業概要	備考(適用)
文化体験プログラム支援事業	各市町村が年間を通じて子どもたちが文化にふれあい体験するプログラムを作成・実施することを支援する。	市町村等
「文化芸術による創造のまち」支援事業	我が国の文化水準の向上を図るため、文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成を推進する。	市町村等
民俗文化財伝承・活用等事業	全国各地に伝承されている国指定等の民俗文化財について、その一層の伝承・活用を図るために、文化財保護法の規定に基く等、伝承基盤の整備や伝承・公開、記録作成等の事業に関する経費について補助する。	都道府県、市町村等
舞台芸術の国際フェスティバルの開催 民俗文化分野	日本の民俗芸能とそれらに関する海外の民俗芸能を一堂に集め、国際民俗芸能フェスティバルを開催し、相互交流を行う。	未定
ふるさと文化再興事業	地域の伝統文化の継承・発展のためのマスタープランを策定し、それに基づき諸事業を実施するとともに、伝統文化活動の映像記録作成事業を実施する。	伝統文化保存団体
天然記念物保護増殖	日本の自然を代表する天然記念物を、開発に伴う環境悪化による絶滅の危機から救うため、給餌や樹勢回復等を行う。	所有者、都道府県

4. 地方自治体にかかわる事業

地方自治体（例：京都府・京都市）	
(1)	京都市 防災施設設置補助
(2)	京都市 防災施設維持管理補助
(3)	京都府 地域防災充実促進事業費（消防防災体制重点整備事業）
(4)	京都市 自主防災組織活動助成金

(1) 防災施設設置補助	
補助金名	京都市指定文化財等補助金
対象事業	警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備の設置工事 保護さく，擁壁又は排水施設の設置工事等 建造物にあつては消防防災道路設置
補助率	・京都市指定文化財補助率 2 分の 1 以内 ・京都市登録文化財補助率 3 分の 1 以内 （義務設置又は消防局から勧告のあつた場合は 3 分の 2 以内） ・市内にある京都府指定・登録文化財補助率 6 分の 1 以内（裏打ち補助） ・市内にある国指定文化財国庫補助率により所有者負担額の 5 ～ 40 % を補助している。（裏打ち補助）
限度額	・京都市指定文化財単年度あたり 500 万円（建造物にあつては 1,000 万円） ・京都市登録文化財単年度あたり 300 万円（建造物にあつては 500 万円） ・京都府指定文化財単年度あたり 500 万円（建造物にあつては 1,000 万円） ・京都府登録文化財単年度あたり 300 万円（建造物にあつては 500 万円）

(2) 防災施設維持管理補助	
補助金名	京都市指定・登録文化財維持管理費補助金
対象事業	防災施設設置後の維持管理（保守点検）に要する費用
補助率	維持管理に要する事業費の 2 分の 1 以内
限度額	1 事業者に対し，500 千円

(3) 京都府地域防災充実促進事業費（消防防災体制重点整備事業）

京都府では、府内全域の消防防災活動の充実を図るため、消防団の活性化、自主防災組織の育成などを支援している。府の独自事業として、総合防災訓練事業、自主防災育成事業、消防団活性化事業などのソフト事業について、補助を行っている。

(4) 京都市自主防災組織活動助成金

京都市では、自主防災組織による活動に助成金を交付し、支援をおこなっている。交付の対象となる活動は、防災訓練、防災知識の普及啓発、その他自主防災組織の運営等に必要活動である。助成金の額は、自主防災組織ごとに、年間 50,000 円を限度とされている。